

豊中市救急医療情報キット配付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者登録をしている者に対し、かかりつけの医療機関、持病等の緊急時に必要な情報を保管する救急医療情報キット「とよなか安心キット」(以下「キット」という。)を配付するため、必要な事項を定め、もって市民の安全と安心の確保を図ることを目的とする。

(キットの内容)

第2条 配付するキットの内容は、つぎの各号に掲げるとおりとする。

- (1) ケース本体
- (2) 緊急時連絡票
- (3) 玄関用シール・冷蔵庫用マグネット
- (4) パンフレット

(対象者)

第3条 キットの配付を受けることができる者は、市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、ひとり暮らし高齢者登録をした者。
- (2) その他市長が適当と認める者。

(配付)

第4条 校区の民生委員を通じ、ひとり暮らし高齢者登録を行った者に対し、民生委員よりキットを配付する。

(キットの管理)

第5条 キットの配付を受けた者(以下「利用者」という。)は、緊急時連絡票に必要事項を記載し、所定の容器に入れて善良な管理のもと冷蔵庫に保管しなければならない。

- 2 利用者は、緊急時連絡票に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに更新するものとする。
- 3 利用者は、キットを第三者に譲渡又は貸出してはならない。

(費用負担)

第6条 キットは、無償で配付する。

(その他)

第7条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。